

令和3年第2回(6月)大郷町議会定例会会議録第2号

令和3年6月4日(金)

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	副町長	武藤	浩道君
教育長	鳥海	義弘君	総務課長	遠藤	龍太郎君
財政課長	熊谷	有司君	まちづくり政策課長	伊藤	義継君
復興定住推進課長	武藤	亨介君	税務課長	小野	純一君
町民課長	千葉	昭君	保健福祉課長	鎌田	光一君
農政商工課長	高橋	優君	地域整備課長	三浦	光君
会計管理者	片倉	剛君	学校教育課長	菅野	直人君
社会教育課長	赤間	良悦君			

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

議事日程第2号

令和3年6月4日(金曜日) 午前10時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 一般質問〔3人 7件〕
 ◎一般質問通告順
 5. 9番 和賀直義 議員
 6. 6番 田中みつ子 議員
 7. 12番 千葉勇治 議員
- 日程第 3 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について
 日程第 4 報告第 3号 事故繰越し繰越計算書について
 日程第 5 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書について
 日程第 6 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書について
 日程第 7 報告第 6号 繰越計算書について
 日程第 8 議案第 37号 大郷町災害危険区域に関する条例の制定について
 日程第 9 議案第 38号 財産の貸付について
 日程第 10 議案第 39号 令和3年度大郷町一般会計補正予算(第3号)
 日程第 11 議案第 40号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 一般質問〔3人 7件〕
 5. 9番 和賀直義 議員
 6. 6番 田中みつ子 議員
 7. 12番 千葉勇治 議員
- 日程第 3 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について
 日程第 4 報告第 3号 事故繰越し繰越計算書について
 日程第 5 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書について
 日程第 6 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書について
 日程第 7 報告第 6号 繰越計算書について
 日程第 8 議案第 37号 大郷町災害危険区域に関する条例の制定について
 日程第 9 議案第 38号 財産の貸付について
 日程第 10 議案第 39号 令和3年度大郷町一般会計補正予算(第3号)
 日程第 11 議案第 40号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、2番佐藤 牧議員及び3番赤間茂幸議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（石川良彦君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 9番和賀直義でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。本日は、大綱2点について伺います。

大綱1点目、「町民への円滑なコロナワクチン接種を」ということで、新型コロナ対策の切り札とも言われるワクチン接種が、医療従事者の方に続き高齢者の方を対象にスタートし、身近な方の中にも接種を終えられた方も少しずつ出始めているように見受けられます。

新型コロナウイルスの変移株の全国的な感染拡大に対応するため、政府では緊急事態宣言・蔓延防止等充填措置の延長、追加、区域拡大が取られております。今まで以上の感染予防対策の実施とともに、万全なワクチン接種が求められております。

①我が町は、新聞報道で7月末に高齢者のワクチン接種を終えるとなっているが、接種計画についてお示しくください。

②接種率の目標、考え方は。

③自力で接種会場に赴くことが困難な接種希望者のため、移動のためのタクシー活用、訪問診療を活用し訪問による接種を推進すべきと考えるが、所見を伺います。

大綱の2点目、「第8期介護保険事業について」

①高齢者の健康づくり推進と介護予防事業がコロナ禍の影響を受けて

おります。事業の具体的展開・検討状況をお示してください。

②電気の使用量をAIが測定し、異常を感じたら関係者に連絡する「見守り電気」、自動音声の電話で体調を確認したり、電気や水道の使用量で異常を感知し関係者に知らせる「おひとりさま」等を、増加する独り暮らし対応施策として福祉用具貸与・住宅改修事業に加えられないか伺います。

③介護老人福祉施設の待機者の課題は解消されておられません。家族で介護している方への支援策は、(仮称)介護貢献奨励金等の支給をすべきでは。

以上、大綱2点について質問いたします。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長(田中学君) 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまの和賀議員の「町民への円滑なコロナワクチン接種を」というテーマであります。1番の答弁をいたしたいと思っております。

高齢者への接種計画につきましては、富谷市を含む黒川地域4市町村で7月末を目標に行っております。個別接種を行うとともに、補助的に集団接種の加速化を図るため、大規模集団接種を計画しております。

2番接種率につきましては、85%としております。これは、インフルエンザ接種率を参考に、医師会の助言によるものでございます。

3番の移動困難者につきましては、ふれあい号の御利用や送迎バスの運行を予定してございます。また、往診による接種も可能であるので、主治医へ相談されるよう御案内を申し上げているところであります。

2番目の第8期介護保険事業についてであります。1つ目につきましては昨年度当初、初の緊急事態宣言が発せられたことから、一時ふれあいの家の利用を中止してございましたが、感染対策を講じながら再開してございます。その後は、高齢者に対する事業はフレイル予防の観点からできる限り中止することのないよう実施している状況であります。

(2)については、議員の御案内と同様の内容のものとして、既に「大郷町あんしん見守りネットワーク事業」を実施してございます。

(3)につきましては、御本人並びに御家族の状況を確認し、必要な在宅介護サービスを提供することにより問題解決がなされているものでございます。奨励金などの支給は考えてございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(石川良彦君) 和賀直義議員。

9 番（和賀直義君） 答弁いただきました。引き続き、再質問に移らせていただきます。

まず、初めの65歳以上のワクチン接種に関しては、昨日吉田議員への答弁にもありましたとおり既に40%の1,256名が終えられて、あと杉山・黒川病院で2,777名ですか、トータル65%くらいはもう見えているよという答弁を聞いております。それで、65歳以上の対象者の方でまだ予約していない人に関しては、これはこれから予約して順次受けられるようになるんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

今後につきましては、今現在集団接種の予約を受け付けておりますが、医療機関ではそれぞれにおいて予約を受付しておりますので、その受付の案内に従って受付予約をしていただきたいと思いますと考えております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9 番（和賀直義君） あと、政府の推進の内容を見ると「基礎疾患を優先しますよ」ということなんですけれども、この基礎疾患のある方が優先して受けられるというのはどのように把握して、これはもう65歳以下も皆全てだと思えるんですけれども、どのようにしてなされるのかお示してください。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

基礎疾患を有する方の把握については、行政では把握しかねます。そこで、次に優先順位としては基礎疾患のある方、60歳以上64歳未満の方、介護事業所に従事する者ということになっておりますが、その件については自主申告ということである一定期間を区切りまして、その人たちの接種の機会を設けたいと考えております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9 番（和賀直義君） 基礎疾患は、行政としては捉えようがないんでということ、それはやむを得ないかなと思います。50歳から64歳の中で、介護に従事している人たちを優先してやるよということなんですけれども、これは具体的にはいつから案内するんですか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

介護従事者については、今現在もう既に始まっておる状況でございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） スケジュールで、若者の接種の件でございます。最近の陽性者の状況を見ると、20代・30代で3割くらいになっているよという報道がなされております。18歳から20代の方で、接種をしたいという人が8割くらいに上るそうでございます。これも報道で見たんですけども、「ほかの人に感染させたくないから受ける」とか、あと「じいちゃん、ばあちゃん、年寄りにうつしたくないから受けるんだ」とか、そういうことで受けたいという人があるということで、しかし副反応が怖いんだよという話も出ています。この辺の若者への接種に対しては、どういう進め方をされるのかお示してください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） 今後の一般の方への接種ということになります。昨日同様の御質問があった中で情報発信をお願いするというような内容の質問がございました。こういったことも含めながら、若い世代へのチャンネルを使って情報を提供しながら、接種率だったりワクチンの効果だったりリスクだったり、そういった情報を発信していきたいと考えております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） あと、これもちょっと報道での話でございますが、キャンセルした人が出てきた場合ワクチンが無駄にならないようにするために、いろいろ対応を決めている自治体もあるみたいなんですけれども、大郷の場合はキャンセル出た場合にはどのような状況になっていらっしゃるんですか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） 今現在、町内の唯一の医療機関杉山医院と話をしまして、まずは高齢者におけるキャンセルにおいては教育・保育施設、あと障害者施設等の従事職員に対して、今現在キャンセル対応について依頼を出して、今日まで一応取りまとめております。その結果を踏まえて、杉山医院でキャンセル出た場合に対応してもらうように各施設にお願いしているところでございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） キャンセルの場合の対応も考えていらっしゃるよということでございます。

あと、このワクチン接種は外国人もできるよというふうになってございます。大郷町の場合の外国人への接種の状況といたしますか、それはど

のようにして、実際大郷町には外国人がどれぐらい登録されていらっしゃるのか。この辺に関して、どうしようとしているのかお示してください。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

詳しい数字のほうは持っておりませんが、100から200人くらい外国人おったと思います。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

町のホームページにおいて、外国人に関する案内もそこで行っております。こちらで御確認いただきたいと考えております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 既に案内は出しているというふうに捉えてよろしいんですね、分かりました。

あと集団接種の件でございますが、昨日吉田議員への答弁でももう「予行演習をやって、万全に迎えますよ」という答弁をもらっております。それで、私もちょっと気になっているのがあるんですが、私もワクチン接種のお知らせをいただきまして、既に24日に申し込んで、午前中はなかなか電話がつながらなくて、初日は大変だよという話も聞いていたもので、午後になったら一発でつながったんですけども、お知らせの中で予診表というのがあるんですが、この予診表の真ん中あたりにかかりつけの医者に「ワクチン接種を受けてもいい」ということで、「はい」「いいえ」という欄があるんですね。

それと、3項目目に「新型コロナワクチンの説明書を読んで、効果や副反応について理解しましたか」という項目があって、「いいえ」と「はい」とあるんですけども、なかなか理解できなくて「いいえ」とした。それから、かかりつけの先生がある程度健康の問題で、「はい」といって後から何か問題が起きたときのことを心配して記入しないといいですか回答しない、こういう例もあるんじゃないかなと思うんです。だから、かかりつけの医者が「いいえ」となったら、多分集団接種会場には来ないんでしょうけれども、効果や副反応の項目について白紙で来た場合に結構時間とかそういうのが取られるんじゃないかなと、自分なりに想像したんですね。

ですから、円滑にするためにその場所でアドバイスをしながら、予診表に記入できるようなアドバイザー職員という人の配置の検討が必要なんじゃないかなと。もちろん座席も含めて、このように考えたんですけ

れども、この辺に関してはどう考えていらっしゃいますか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） 今現在、集団接種に関して準備を進めているところで、そういったレイアウトについてもほぼ決まっております。そういった中でまずは検温を、その次に予診表の確認ということで、議員おっしゃるとおりチェックがついているかついていないかというところで、まずはそれを確認して本来の受付ということにすることにしております。その予診表の確認の際に、議員おっしゃるとおりチェックがないとか不備があるとか、そういった方については別に待機エリアを設けましてそこで予診表を全て記入していただく。その中には、職員も配置して書き方の指導も行ってまいりたいと、今のところ計画しております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） アドバイスできる職員を配置するよというふうに捉ええました。よろしく願いいたします。

次に、接種率の考え方なんですが、大郷は85%を目標にしているという、すごい高い目標じゃないかなと思います。これは、担当課長から見て85%はかなり大変じゃないかなと、私なんか思うんですけれども、この85%を達成するためにはもっともときめ細かなあれが必要なんじゃないかなと思うんですけれども、その辺に対してどのように捉えていらっしゃるのか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） まず85%の考え方でございますが、接種を希望される人の数値がどのぐらいあるかというところで、85%ということを設定し、その枠組みをつくろうということで富谷市も含めた黒川地域で設定した数字でございます。まずは、その85%の枠組みをつくった上で、実際足りない分については大規模集団接種とかそういったものを組み合わせながら、その85%に近づけるようにしていきたいという考えでございます。

それで、予約とかそういったことをしていない方についても、今後防災無線等でお知らせしながら、希望する方については漏れなく接種していただくように周知していきたいと考えています。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） かなり高い目標で、これも医師会の助言により決めたということなんで、これはもう医師会を挙げて接種に関しては全面的に協力するよという雰囲気、私なりに感じることができました。政府も歯

科医の接種も認めて、さらに救急救命士や潜在看護師の活用とか、企業・団体・大学などの職員接種なども新聞報道でされてございます。本当に官民挙げた総力戦、経験したことの無いコロナとの闘いを国民全ての力で解決しよう、成功させようとの意気込みを私なりに感じて、これはすばらしいことだなどと思っております。

新型コロナ対策分科会の尾身会長ですか、この人は接種者が人口の半分程度になると感染が広がりにくくなる、いわゆる集団免疫の効果が始まるという見解を出していらっしゃるんですね。ですから、大郷だけじゃなくて黒川で85%の目標を立てたということは、それなりにすばらしい。感染の再拡大、イギリス型とかインド型とか感染力が1.5倍、2倍とかと報道されております。ですから、高い目標を達成するという事は本当に大事で、ワクチン接種の加速化というんですか、スピードが大事だと思うんですけども、この辺に関しての考え方といいますか、担当としてどのように認識していらっしゃるかお示ししてほしいんですが、加速化ということに関してです。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

まず、高齢者の方々についての加速化については、これまで御説明したとおりある程度の枠組みがなされておりますので、7月末までには2回目接種をほぼ終えるだろうと予想しております。その後、一般の方の接種になったときに、今のお話にもありましたとおり職域接種だったり、あと商工会を使つての接種だったりということでもいろいろ報道されております。それらに関係する部署と連携しながら、情報を共有しながら、こういった形でよりスピーディーに接種できるか今後検討してまいりたいと考えております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） ぜひ加速化を進行させていただきたいなど、このように思います。

あと、③の再質問でございますが、大郷の場合はふれあい号も使えますよ、あと送迎のバスも出しますよと。あと、昨日の吉田議員への答弁の中で3つ言ったと思うんですけども、福祉バスというんですか、この辺が私ちょっと分からなかったんですけども、この福祉運行バスというのはどういう内容のものなのか示してほしいんですが。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

福祉輸送タクシーという名称で、こちら社会福祉協議会、そちらのほうで事業を行っているものでございます。これを利用される方については、障害者手帳を有している方、介護認定を受けている方、介護支援を受けている方で、かつ誰かの介助なしでは移動するが困難であることが認められ、かつ単独でタクシー等交通移動機関が困難であって、社協に登録された方とその付き添いの方が利用できるというものでございます。それで利用に関しては、昨日も申し上げたように実費相当額ということでキロ当たり幾らということで運賃がかかるものでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 福祉タクシーというんですか、それは歴史を見たら大郷町移動支援事業実施要綱というものを見つけまして、「移動が困難で付き添いが必要な人に対しては、1回片道540円までやりますよ」というのは要綱を見つけたんですけれども、このことでよろしいんですかね。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） 移動支援事業につきましては、障害者に限った事業でございます。これにつきましては、まずは本人登録と業者登録、業者のほうもどこの業者がそれをできるかということで登録していただいて、その中で事業を行って移動支援をしていただくというものでございます。これにつきましては利用者負担、月額上限がございます。また、非課税所得に関しては料金はかからないというものでございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） なかなかよく分からなかったんですけれども、なぜこの質問したかという大崎市の場合を見たんですけれども、ワクチン接種促進事業という名目で移動困難な方に対して片道1回600円、ですから2回往復やりますから2,400円、トータルで2,400円を大崎市の場合には補助するよというふうになっているのが分かったんですね。だから、大郷もこれに相当するやつがあるんじゃないかなと思って質問したんですけれども、これと比較するとどうなりますか、福祉タクシーですか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

福祉有償に関しては、一般のタクシー料金は若干安かろうと感じております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） ちょっとよく分からなかったんですけれども、次にいっ

ちやいですが。介護保険事業でございますが、町長の答弁でできる限り中止することがないようにしましたよということでございまして、高齢者の健康づくり推進と介護予防という第8期の計画の中を見ると、疾病予防・特定健康の受診率とか、あとそれから後期高齢者の健康診査の表が載ってございまして、令和2年度は全て下がっている。

がん検診に関しても、6種類のがん検診が令和2年度は全て下がっている。これは全部、ほとんど多分コロナ禍の影響で、病院での感染を恐れるあまり受診していないんじゃないかなと、私なりに捉えたんですけども、このせいかどうかというのはどのように捉えていらっしゃるんですか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

その辺の分析までは、まだ行ってはおらない状況でございました。実際去年は、申込者数については令和元年度に比べるとかなり申込数が増えた感じはあったんですけども、実際受診者は減ってございます。コロナ禍という影響も、多少はそこにあったのかなと感じております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） この健康づくり運動なんですが、これは今社協に依頼していて、社協がメインでやっているんですけども、ここからは私の浅はかな考えなんですけれども、老人クラブの人たちが僕は有効に活躍してもらえればいいんじゃないかなと考えたんですね。老人クラブの目的というのがあって、これは「仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして地域の諸団体と共同し地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり・健康福祉の向上に努めることを活動の目的としている」という、老人クラブ活動の最初のところにあるんですが、我々教育民生で閉会中の所管事務でこの辺のところの意見を調査して、委員長から報告があって、その4番目に健康づくり・生きがいづくり、これには「各地区にリーダー等を育成する体制づくりに努められたい」というふうに意見を述べていらっしゃるんですけども、これはまさしく新地域支援事業の担い手は老人クラブの活動そのものだなと自分は捉えています。

ですから、老人クラブの中心になってくれる人の講習会とか、講習会への派遣とか、そういうのを通して活躍していただく人を老人クラブのところから育てることが、成功のための知恵じゃないかなと自分は捉え

ているんですけれども、この辺に関して所見をお願いします。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、地区において誰かしらリーダー的な存在がいないと、なかなかそういった活動もできないのかなど。そういったことでは、町も社会福祉協議会も共通した理解でございました。その中で、御提案のあった老人クラブも1つの財産かなと考えておりますので、その中に入れていきたいと考えております。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） ぜひ、今なかなかメンバーも増えないというような状況もあると思いますけれども、でもやっぱり老人クラブの使命といいますか、そういう目的からいろいろ人材育成していけばそういうふうになっていくんじゃないかなど、このように思いますのでよろしく願いいたします。

あと、2番の「大郷町あんしん見守りネットワーク事業」を継続しているから、これでいいよという町長の答弁でございました。これは、なぜこのことを出したかという、今少子高齢化が進んでどうしても高齢独り世帯、私もそうってしまったんですけれども、そういう世帯が増えていっている状況でございます。しょせん人間は、生まれるときと死ぬときは独りですから、今「孤独死」っていういろいろな問題で言葉が出てくるんですけれども、私「孤独死」っていう言葉があまり好きじゃないんですね。だから、やっぱりどうしてもいつまでも住み慣れた自分の地域というか、そこで暮らしたい。

ただ、困るのは亡くなったときに1週間も2週間もそのままにされると、いろいろな迷惑もかかると思いますので、すぐ発見してもらえような、独りだとしても。意識がなくなってくると何もできなくなっちゃいますから、だからこういうAIが関知してやるとかそういうやつを提案したんですけれども、この辺の検討も今回はやらないということですが、引き続き検討は続けてほしいなとこのように思いますけれども、所見をお願いします。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

先ほど町長からも答弁させていただきました、町でやっている今の事業が今のところ当課においてはそれが最善かなというところでございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。和賀直義議員。

9番（和賀直義君） あと、最後の介護貢献奨励金町長は考えていないということですが、やっぱり在宅で頑張っている人たちの支援、在宅の仕方を教えるとかそういうことも必要なんじゃないかなということ強調。

議長（石川良彦君） 時間であります。

9番（和賀直義君） ということで、終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（石川良彦君） これで、和賀直義議員の一般質問を終わります。

次に、6番田中みつ子議員。

6番（田中みつ子君） 6番田中みつ子、通告に従いまして、一般質問いたします。

道の駅「おおさと」西側駐車場に木を。

先日、道の駅西側駐車場にサルスベリの木が寄贈され、植えられました。大和インターから松島からの間には、何もありません。道の駅はその中間にあり、せっかくリニューアルした道の駅、駐車場が広がった周りに花の咲く木を植えれば、観光バスも寄ってくれると思います。

中新田ふれあいパークゴルフ場には、いろいろな木が住民によって植えられています。今では花を身ながらのパークゴルフも、また楽しいです。ぜひいろいろな花の咲く木を植えて、観光の一端を担ってもらいたいと思います。

そこで、次の点について町長の所見をお伺いします。

（1）広い駐車場の周りに、季節、季節に咲く目玉になるような木を駐車場周辺に植樹する考えはないか。

（2）駐車場周辺の緑化活動に対し、町民などに声がけし寄附を募ってはいかがですか。

以上、よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの田中議員の道の駅「おおさと」西側駐車場に木を植えたらどうかという御質問でございます。

御質問の中で触れられたとおり、西側駐車場には先月サルスベリ10年もの木が15本寄贈されました。植樹していただいたところでもあります。

今のところ、駐車場に植えてある花木はサルスベリだけでございます。駐車場全体ののり面を活用した公園風に行くことも1つの考えだなど、そんなことを考えてみたところでもあります。来町をいただく方

々に、少しでも癒しの空間となるような樹種等も検討しながら、環境整備に努めてまいりたいと思います。

また、その方法として緑化推進協議会と、事業の活用、町民の方々が道の駅に愛着を持ってもらえるような寄附を募るなど、様々な方法から協議して、少しでも道の駅が特徴のある大郷町の観光の一端にもつながるような、そんな場にしていきたいなと思いますので、御協力を賜りたいと思います。

以上です。

議長（石川良彦君） 田中みつ子議員。

6番（田中みつ子君） 以前に私が議員したときに、郷郷ランドと今現在西側駐車場と交換するという意見を出したことがあるんですけども、反対されて実現できませんでした。やっとその夢がかなったというか、今の駐車場向かいの郷郷ランドも大分整備されて、本当に通ってみますと親子、子供さんたちがキャーキャー言いながら遊んでいるのを見ると、「ああ、これが本当のあれだな」と思って喜んでおります。

やっぱり道の駅は、西側駐車場ができたことによってお客さんも買い物するのに、大分駐車するのにのんびり楽になったんじゃないかなと思います。前は行ってみますと、駐車するところがなくてもいろいろなところに停めて、大分迷惑じゃなかったかなと考えます。今本当にあの場所が、これから道の駅周辺が大郷町の核となる場所だと思います。それに向けて、やっぱり町民だけじゃなく松島に向かう観光バスが大分あります。今までは、みんな素通りしていきます。それが、サルスベリもすごくきれいな花ですね。あれが咲いたときに、運転手は通過しようと思うけれども、お客さんが「ああ、ここさ寄ってけさいん」って寄るようになると思います。

というのは、私前に高速道路の鶴巢の売店にいました。運転手は通過しようと思うんだけど、お客さんから「ああ、ここさ寄ってけさいん」って言われて「寄らざるを得ないんだ」というお話を、運転手さんから聞いたことがあります。そういうあれで、あそこに西側駐車場があんなに広くできたということは、これからそういうお客さんから進んで「ああ、ここさ寄ってけさいん」となると売上げも増えてくるし、町への借金というかそれも大分返済されるんじゃないかなと考えています。

とにかく1日も早く、緑化推進委員会などを設置するという事ですので、なるべく早く設置していただいて1日も早くそういう日が来ることを願って、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（石川良彦君） 緑化推進委員会は、既にずっと設置されております。よろしいですか。（「はい」の声あり）ということであります。

これで、田中みつ子議員の一般質問を終わります。

次に、12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それでは、通告に従いまして千葉勇治一般質問を行います。

大綱1、「ドローン活用の国家戦略特区について」お聞きしたいと思えます。先日、進捗状況について説明ありましたが、改めてドローン活用国家戦略特区の進捗状況と今後の見通しについてお聞きしたいと思えます。

それから大綱2として、宮城県上工下水一体官民連携運営事業「みやぎ型管理運営方式」というようですが、これに関する町の水道について今後の在り方についてお聞きしたいと思えます。

1つ目として、町民にとって水は命ということは、誰でも分かっていると思えます。その安全な水を供給できるという保証は、この「みやぎ型管理運営方式」の中でどのように担保されているのか、約束されているのか確認したいと思えます。

それから2つ目として、この「みやぎ型管理運営方式」で20年間で県側では247億円の削減効果があると話されておりますが、県内自治体の中でも特に水道料金が高い本町としては、この料金がそのように247億円も削減されるということで、最終的には県からの水の売価も下がるのではないかと期待の中で、水道料金は下がるのかどうかお聞きしたいと思えます。

3つ目として、町長先日の予算委員会の中でも地元の企業育成について大分取り組んでいるというふうな話だったんですが、この地元の企業育成に取り組んでいる本町にとってその大きな柱となる公共事業の1つは管内の上下水道保持だと考えます。その事業について、官民連携によるいわゆる「みやぎ型管理運営方式」、このことについて今後20年間の長期にわたる契約期間中町当局が事業主体となって工事が発注できるか、その保障はあるのか。これは、町の主体性がどうなのかによって、その事業の方々も勉強するというのを聞いております。その辺についてどのように考えているのか、お聞きしたいと思えます。

3つ目、大綱3ということで「視聴覚障害者が安心して暮らせる施策を」。今回、町長は立候補するというございですが、改めてこのことについてもぜひ公約に掲げてほしいと思うんですが。

1つ目として、視聴覚障害者が健常者と共に歩む暮らしやすいまちづくりのための支援策を講じるべきと考えますが、町長の所見を伺います。例えばということでもいろいろ書いておりますが、こういう状況でございます。

(2) 視聴覚障害者の実態について、町どのように町ではつかんでいるのか。障害者手帳が交付された人数もあるでしょうが、さらにそのほかに独自に何らかの形で目の不自由な方、耳の不自由な方、それらの障害についてどのように調査されているのか。そのことについて、お聞きしたいと思います。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいま千葉議員から、大綱1・2・3いただいておりますが、まず1つ目のドローン活用国家戦略特区についての御質問にお答えしたいと思います。

特区申請に関する取組といたしまして、先月議員全員協議会でも御説明を申し上げたとおり研究会を立ち上げ、ドローンに関する勉強や意見交換を行ってまいりましたが、今後は次のステップとして議会をはじめ関係機関の協力もいただきながら、協議会を設置してまいりたいと考えております。この上で、多くの方々にドローンに触れてもらう機会として体験会などを開催するとともに、先進地視察なども行う予定であります。特区認定には、課題も多くございますが、この事業が大郷町にとって有益な事業となることを信じて、努めてまいりたいと考えております。

2つ目の宮城県の上工下水一体官民連携運営事業「みやぎ型管理運営方式」に関する考え方の御提案でございます。

1つ目につきましては、現在町民が利用している水を宮城県より受水し供給しているほか、東成田の自己水源から供給しているところであります。「みやぎ型管理運営方式」の実施によって、県の浄水場の維持管理等を担当する民間事業者が交代となりますが、町は宮城県の受水契約になりますので、その安全な水の供給につきましては、宮城県が確実に保障していると判断してございます。

(2) につきましては、「みやぎ型管理運営方式」の実施による優先交渉権者の20年間の削減効果は287億円と試算されてございます。この金額は、水道用水供給事業はもとより、工業用水道事業、流域下水道事業を合わせた中での試算金額であり、さらには水道用水供給事業につきましては大崎広域水道と仙南・仙塩広域水道を合わせた選定金額となって

おります。そういった中、「みやぎ型管理運営方式」の実施による削減効果が供給単価に反映されれば、本町の水道料金の値上げ抑制等の対応等が可能であるかと考えております。

(3) につきましては、本町が実施する上水道事業に係る工事につきましては、「みやぎ型管理運営方式」の実施にかかわらず、これまでと同様に町が事業主体となって工事を実施してまいります。

大綱3の「視聴覚障害者が安心して暮らせる施策を」の御質問であります。 (1) につきましては視聴覚障害者に限ったことではございませんが、これまでもバリアフリーに配慮した取組を進めてまいりましたが、今後は障害者に優しい公共空間づくりに努めるとともに、可能な限り障害者の意見を聞き、整備計画に反映させるよう努めてまいります。

(2) の視聴覚障害者の実態数であります。手帳保有者は46名でございます。その他の調査による把握は行っておりませんが、今後何らかの方法でもう少しきめ細かな調査をしてまいりたいというふうに考えております。

参考まで申し上げますと、視覚障害者16人、聴覚障害者37名でありますので、今後この案件につきましては本格的に町としてもこのような方々に対して安心して暮らせるそんなふるさとでありたいと、いうふうに思っておりますので、努力してまいりたいと思います。

以上です。

議長 (石川良彦君) ここで10分間休憩といたします。

午 前 1 1 時 0 3 分 休 憩

午 前 1 1 時 1 3 分 開 議

議長 (石川良彦君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問の前に、先ほど答弁の中で町民課長のほうで外国人登録者の人数についての和賀議員の質問に対する答弁で、確認してきたということでもありますので、正式な数値を述べていただきます。町民課長。

町民課長 (千葉 昭君) 先ほどの和賀議員さんの御質問に対しまして、訂正をさせていただきたいと思っております。

外国人の登録者数でございますが、5月末で93名でございます。よろしく申し上げます。

議長 (石川良彦君) ということで、訂正させていただきます。

それでは、一般質問を続けます。千葉勇治議員。

12番 (千葉勇治君) ドローン特区、大分町長頑張っているようですが、先ほどから多くの課題があるということで答弁書にも書かれているわけですが

が、その課題の1つなのか今回クラウドファンディングということで1,000万円を目標にして、集まったのは22万4,555円、2.2%・22人と。こういう状況の中で、これは町民の関心は極めて薄く、大郷町の事業としてはなじまないと思うんですが、所見をお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 大郷町になじむ事業は何なのかとなりますと、やっぱり基幹産業の農業であると思いますが、農業も今や技術革新の時代で、昔のような農業では国際競争もできない。そういう中であって、今やロボットやドローンが今後の農業の主力になっていくのではないかという、日本経済新聞なんかでは企業と農業がまさにステークホルダーで連携しながら日本の農業を考えていかないと、生き残りができないのではないかというそんな話もあるわけですので。

そういう中であって、大郷町が目指すドローンを活用した国家戦略特区は全国にあるドローン特区とは大きな違いが2つございます。1つは航空法や小型無人機等飛行禁止法など、関連する法律の特認許可権を国から大郷町に移行し、安全を担保した上でドローンメーカーやドローンユーザーが簡易な手続でできる、さらにドローンテストフィールドを整備することにより安全かつ充実した飛行施設でドローン飛行ができるということでもあります。

2つ目は、規制緩和によってドローンを飛行することで、ドローン開発に欠かせない飛行実験がやりやすくなり、ドローンメーカーが開発に必要なデータを収集でき、ドローン関係企業進出が期待できるというまさに誘致が可能になり、県内外から企業人や研究者が来町することで経済効果への期待や、企業進出により新しい雇用が生まれ地元町民の雇用が守られるという、この2つの点がございますので、難しい問題だからこそ価値があるので、我々はめげずに関係機関と連携しながら、次の世代が本当に大郷町の産業として取り組んでこれを守りながら、町の反映を期待するということを我々は目指すということでもありますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長、農業振興の一翼を担うということですが、家族農業が今新たに目直されております、コロナ禍の中で。果たして一部のハウス農家なりが大郷全体の農業を底上げするわけではないので、その辺は勘違いしないように頑張ってもらいたいと思います。

それで町長、全国でいち早く我々がのろしを上げたという説明しまし

たが、全国ではもう7件も8件も10件も予定されている自治体、大郷のほかになかったんですが、もうかなりの自治体が手を挙げている。そういう中であって、大郷は本当に大丈夫なんですか。私はね、無理だと。いわゆる今回、町長は国産のドローンを作るということですが、国産ドローン作ることによって果たして全ての部品も国産で生産するということが何も入っていないんですよ、これは。心臓部は確かに国産で作ることになると思いますが、部品については何ら制約ないと。これが彼ら大きないわゆるNEDOというか、産業技術総合開発機構で公募している中での具体的な内容ですよ。その辺について、どう考えていますか。大丈夫ですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 町内にそういう機関もなければ、今までドローンにどう対応するかという議論もなければ、何もなかったこの町に日本ドローン機構が本町と提携しながらこの事業を確固たるものにしていこうということに、我々はお互いに向き合って作ろうという。誰かがやらなければなりません。これをやらないで、何が町でできるのかということも、あなたは持っているか持っていないか分かりませんが、私は絶えず本町にとって新しい時代をどう捉えるかということになれば、新しいものを受け入れるというそういう環境に本町がなければならないということに私は取り組んでいるところでございますので、本町のこの特区につきましては全国で今特区の許認可を受けているところと全く違うので、本町の場合はまず国の許可権を町に移行してもらおうという内容でありますので、これは全国初めての内容でだから取り組んでいると、こういうことです。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 具体的に雇用なり経済効果といいますか、その辺の具体的な腹算用はありますか、全然これからですか。なくてそんなことを進めたって、困るんだからね。具体的に教えてください、雇用状況。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 何でも新しいものを発明するということは、今後それが成功した段階でどれだけの量が必要なのかという問題が発生するというのでありますので、あなたのような考え方で最初から何でも取り組むということであれば、失敗も成功もない。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 見通しはないということで、今の答弁は聞きました。分

かりました。町がいわゆる提携を結んだ会社も、社長は何言っているか
という「資金不足が解消できず、運営に悩んでいる」と。うちのほう
も1,000万円目標にやってみたものの、クラウドファンディングですか、
これやってみたものの集まらないと。22人来たっていう、このうち町民
は何人入っているんですか、22人のうち。教えてください。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） お答えいたします。

今回のクラウドファンディングに関しての応募者の内訳に関しては、
町のほうでは把握してございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） これは、町で種をまいて町で確認しないということは、
どこで確認しているわけじゃ。確認している団体に聞く必要あるんでな
いですか、どういう感触なのか。その辺を怠っているんじゃないですか、
担当課として。どうなんですか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） 今回のクラウドファンディングに関しま
しては、ドローン機構のほうが主催して行っておる内容でございますの
で、管理のほうはそちらのほうで行っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） まがりなりにも大郷という名前使われた以上、大郷のい
わゆるドローンの今回のクラウドファンディング、このことについて実
態をつかむ必要ないんですか。何らつかむ必要ないわけですか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） 今回のクラウドファンディングを利用し
て、大郷に関する事業に対して協力いただけるというような内容にはな
っておりますので、町としてはその内容についても把握する必要はある
かと思っておりますので、確認させていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 一番肝心の資金的なことですよ。その資金、どうする
んですか。町長、先日の説明では補助金をもらう関係で、ただ通過の中
で町の協力をもらいたいと。あと、ほとんど資金面については全部青い
森なり、独自のドローン会社がやっていくんだという話だったんですが、
そう理解していいんですよ。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） 今後の事業推進におきましては、まず今

回の補正予算でも計上させていただいております運営協議会に係る予算を町で計上させていただいております。さらに、今後特区としての認定がなされた後に各種事業を推進するとなれば、国の交付金等を活用した上で進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） いわゆる今後の見通しについて今お話しされましたが、私はしつこいんですが町からの持ち出しはないと理解していいんですか、ずばり言ってください。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） 交付金を活用するということになれば、当然町の持ち出しといいますか予算もかかる内容になってございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 何か今回新たなステージに入ったということですが、新たなステージの中に入るのはそれはそれでいろいろあるんでしょうが、多くの課題の中で。なぜそのような町からも金が必要となるような事業の立ち上げ段階で、研究会発足する段階で町に何で相談なかったんですか、我々議会に。その辺について、おかしいんじゃないですか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） まず、ドローンという我々にとってはまだ未知のものでありますことから、研究会を立ち上げた上で勉強させていただいたところでございます。今後その研究会の内容を受けて、さらに特区に向けた内容を詰めていくということから、今回の協議会設置という次のステップに移った説明とさせていただいております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長は前に、間違いなく「補助金が通過するだけの町の利用だ」「町からは一銭も手出しする必要ないから、そのことは理解した中で協力願いたい」と言いましたね、町長。ずばりお願いしますよ。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 今町に新しいテーマを掲げて、次の時代に生かせる事業として我々取り組んでいる。それに町が投資して、何で悪いの。否定するほうが、町を全然考えていない。次の世代を考えていない内容に私は聞こえてくるんですが、町で町の産業をおこすために町が多少の支出を伴っても、それを実施していくその気力さえ町にあれば、よその皆さんにも今力を借りているわけですから、そういう否定的な考えは、私は1つも無い。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 新たなステージに入ったということですが、ステージは何段階くらい踏んで最終的なそういう申請、認可されるまでに考えているんですか、課長。ステージのスケジュールを見せてください。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） 今後、協議会での協議・検討を経た上で、内閣府との事前の協議を経、そこから内閣府設置によりまず審議会・諮問会議等を経た中で、特区の区域認定がなされるというステップになってございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） いずれつくるであろう協議会の中で、そのスケジュールが示されるんですか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） そのように考えております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 冒頭に戻りますが、資金不足ということでこの会社はかなり悩んでいると。先日5月にもまた決算やりまして、これも赤字だったと。二十四、五万円の赤字だと、前回も赤字だったと。青森のいわゆる「アオノモリ」ですか、これね。この会社が赤字なんですよ。こういう資金のない団体に対して、我々町がそんなにも依存して大丈夫なんですか、町長。その結果、町が独自に予算つくるからということで、彼らを説得しているわけじゃないんでしょうね。どうなんです、その辺については。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 今研究の段階で、そんなに最初から大資本で事業を推進しているわけでもなければ、ないもの同士がただその精神を持って、新しいもの創り出そうというそういう面々が集まってきた。それを、我々一緒になって成功させることに意義があって、最初から全部仕上がったものを大郷町で誘致できるのであれば、誰も苦勞していないよ。今、一緒に汗を流そうということでございますので、その精神があるかないかでこの町の将来というものが決まる。今までもそうなんだ。今までも、幾らでもチャンスがあった。そのチャンスにどうしても取り組めない状況にあったので、今度はもう少し研究して勉強してそれでも「駄目だ」ということで、誰でもが理解できるような駄目押しをはっきりさせるといふ、そういう今時期に大郷町はあるということでありませう。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 繰り返しますが、この事業の旗振り役を務めている産業技術総合開発機構（NEDO）で公募した資料には、「国産」という言葉は一言も書かれておりません。また、主要部品についても「国産に限定するものではない」と明記しております。そういう点からして、町長が「雇用が出てくる」、あるいは「部品会社が大郷に来る」、ましてや今全国各地で手を挙げている中で大郷は別な面から大郷の振興を図るべきであって、今回の国産ドローンについては私は中止を求め、次の質問に入りたいと思います。

大綱2、いわゆる民営化で安全な水確保について本当に保障はあるかということですが、これは「県がやるから問題ないのではないか」というふうな答弁だったんですが、もしその水に問題があって命に関わるようなことが出たらどうするんですか、その場合の保障は。町長、県についてどう考えているんですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） これは宮城県全体の市町村が、この供給を受けている町村の考えが我々と一致して、宮城県所有のこの事業を成功させるために我々がどこまでじゃあ協力するかということを経験してまいりましたが、何ら民営化に問題ないと。まさに、これからの時代官と民、官なんかつぶれるかもしれない、民のほうが成功するかもしれない、そういう時代を今捉えている宮城県に、私はどんなことがあってもこの事業を成功させたいとそう思っておりますので、そういう後ろ向きな考えは1つもございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 全ては県を信頼するというので、私は自治体というのはそれぞれの私見があってもいいはずで、この水道問題についても先日県の説明会に行ったところですよ。自治体の方々の声に基づいた国県の対応だということもありました。この辺について、最終的には県は「皆さん方の声に基づいてこの方向で進めている」というふうな話だったんですが、そう理解していいんですね。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 県の説明を受けて理解したからこそ、私らは「じゃあ、この方式を採用してよろしいんじゃないですか」と、こう申し上げているところであります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私ね、違約金が今回の県の条約見ますと、もし問題が生じた場合には民間会社に違約金を求めるということで、違約金で解決できるような問題じゃないんですよ、これは。そういう点で、極めて問題を感じるわけです。

次に、全町民が安心して利用できる水道料金、これはかなり下げることができる要素が私は出てくるんじゃないかと思うんですが、この辺についてはどのように考えていますか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁の中で、20年間の削減効果が287億円ほどということの御答弁をさせていただきました。それにつきましては、水道用水供給事業・工業用水事業・流域下水道事業合わせた中でございます。さらに水道事業につきましては、大崎広域水道事業・仙南・仙塩水道事業でございます。そのうち大崎広域水道事業につきましては、20年間で約84億円の削減効果ということで、年当たりになりますと4.2億円でございます。それを、関係する自治体当たりという枠組みの中でしますので、その金額がどの程度今後の料金に反映されるかというところは、今後の検討課題ということだと思えます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私心配するのは、大郷は今町長頑張っていますが、人口減少や世帯減少などで水道料金も効率的な面から考えた場合に高くされるような恐れがあると。県は官民一体といいながらも、民間主導の形になってくる。そのような場合に、決してこれが町民にとってプラスにならないんじゃないかというような問題を感じるわけなんです、その辺についてはどう今回検討されましたか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 水道事業会計については民間が会計するのではなくて、県が担当して今までと何ら変わらない、ただメンテナンス関係で民間が受けるということでございますので、何ら水道料金が民間になったからはね返るとか、そういう心配は私はないというふうに理解してございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 水道料金については、最終的に県議会に諮るということですが、ただ県議会が決定するんでないんですよ。県議会に報告するという形ですから、県議会そのもの、県自身は価格を決める力はないと思

っているんですが、その辺についてどう考えていますか。これは課長ですか、具体的にその辺の状況が分かっているのは。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

この件につきましては、今回の6月議会に県のほうで上程するという
ことをごさいます、最終的な料金の決定につきましてはあくまでも企
業局・県側でございますので、そういった含みも鑑みますとそれらにつ
きましてはあくまでも県が主体的になって決めていくものだと認識して
ございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 3番目に入りますが、大綱2の3番目で、特に災害時給
水管が壊れた、あるいは漏水が出たというときに、かなり町では町の企
業の方々が努力されてきたわけですが、今回の答弁見ましても町はこれ
まで同様に事業主体となって対応していくということですが、20年間こ
の答えについては変わらないと理解していいんですか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） あくまでも水道につきましては大郷町水道事業
でございます。そちらの中で事業を展開してまいりますので、県がどう
のこうののではなくあくまでも水道事業としてやりますので、この方向性
については変わらないものと確信してございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 状況によっては、水道局を町で持っているというところ
も、もちろんそうやって頑張っているところもありますが、今回の「み
やぎ型方式」によって全て県に任せるというところも生じるような話も
聞いているんですが、そういうことはどうなんですか。あり得ないこと
なんですか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） そういうことはないものと確信してございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そもそも水道法の第1条では、このように規定している
んですね。「法律の目的として、水道の布設及び管理を適正かつ合理的
にならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育
成することによって清浄にして豊富・低廉な水の供給を図り、もって公
衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする」と、こう
いう趣旨からして今回の民営化については極めて私は懸念されると。強

くその点について県のほうに、これまで指摘された問題について県に絶対逸脱しないように強く要望することを求め、大綱3に移りたいと思います。

視聴覚障害者が安心して暮らせる施策ということで、答弁もらっておりますが、来庁者が町に来た場合にこういう方々、特に今回のコロナ禍においていろいろな相談に来ると思うんですが、その辺についての案内などはどのようになっていますか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

来庁者に関しましては、総合窓口を町民課としておりまして、来庁者の状態とかそういったものを判断しまして、もし必要があれば他課に要件のある人については他課から来ていただいて窓口で要件を聞き、その場で内容を確認するという手法で今現在やっております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そのことについては、そういう対象になる方々について周知はどのように計らっているんですか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） 周知については行っておりませんが、町民課の窓口に来られた際にその辺を確認して対応している状況でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私ね、窓口に来る段階以前の問題だと思うんですね。「町に行けば何とかなるんだ」「誰か案内してくれるんだ」ということが分かっていたら、また心持ち安心してくれる、軽やかに町に来れるということがあると思うんです。ましてや先ほどの報告の中でも、限られた人数ですからね、こういう方々に対してはもう少しその辺の周知徹底を図るべきだと思います。

それから、これ町長にお願いしたいんですが、今高齢化とともに難聴者が増えているんですね。仙台市でも、今回難聴者に対する補聴器の支援ということを要求している声がありますが、補聴器に対する支援、町長も今いろいろ世話になっているようですがね、私何も全額云々じゃなくその姿勢、それこそがやっぱり住み慣れた町でずっと暮らしたいと、「大郷では高齢化の中で、こういうこともやっているんだよ」という支援もぜひお願いしたいと思うんですが、考えはありますか。お願いします。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 自分の障害を自ら認めている者からすれば、自分で対応しているけれども、そうでない人たちをどうするんだと、こういうことでしょう。やっぱり、これからそういう高齢化時代を迎えている本町にとっては、少子化以上に高齢対策も考える部門もあれば、高齢者よりも子供たちを中心に考えなくちゃいけないものもあれば様々ございますけれども、今回テーマになっている視聴覚障害者については私も何らかの手当をこれから講じてまいりたいと。その財源をどうするか、考えましょう。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 最後に、町長先ほど答弁の中で障害者手帳を交付された以外にも、何らかの形で広報などできめ細かに障害者の実態をつかんでいきたいということですので、課長このことについては町長の約束でもありますから、ぜひ機会があれば実態をつかんで、つかむことによってその対応もまたおのずから進んでくるものと思います。ぜひそのことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

よろしくお願ひします。ありがとうございました。

議長（石川良彦君） これで、千葉勇治議員の一般質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終わります。

日程第3	報告第2号	繰越明許費繰越計算書について
日程第4	報告第3号	事故繰越し繰越計算書について
日程第5	報告第4号	繰越明許費繰越計算書について
日程第6	報告第5号	繰越明許費繰越計算書について
日程第7	報告第6号	繰越計算書について

議長（石川良彦君） 次に、日程第3、報告第2号 繰越明許費繰越計算書について、日程第4、報告第3号 事故繰越し繰越計算書について、日程第5、報告第4号 繰越明許費繰越計算書について、日程第6、報告第5号 繰越明許費繰越計算書について、及び日程第7、報告第6号 繰越計算書についてを一括議題といたします。

まず初めに、提出者から報告第2号、報告第3号の報告を求めます。

財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは、報告第2号につきまして御説明を申し上げます。議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき令和2年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告

する。

令和3年6月3日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページ、2ページをお開きください。

令和2年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に説明をいたします。

第2款総務費第1項総務管理費、中間サーバー接続設定事業198万円。繰越額、同額。全て一般財源で発注作業中でございます。この事業につきましては、社会保障税番号制度の自治体間情報連携に必要となる自治体中間サーバーのシステム切替えに伴い、国より配付される磁気VPL装置の接続及び設定変更等の業務でございます。

次につきまして、議場空調機改修事業2,552万円。繰越額、同額。未収入特定財源としまして、国庫支出金1,500万円、一般財源1,052万円が発注準備中でございます。

次に、被災者用分譲予定地等購入事業336万5,000円。繰越額、同額。全て一般財源でございます。当該者との契約準備中でございます。これにつきましては、中村原地区の被災者用分譲予定地の購入の件でございます。

次に、旧粕川小学校解体事業1億4,256万円。繰越額、同額で、未収入特定財源としまして、その他としまして財産収入1億4,256万円が現在発注作業中でございます。

次に、ため池改修事業1,144万円で、繰越額同額でございます。全て一般財源で、発注作業中でございます。このため池につきましては、遠多田ため池の改修工事でございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業4,482万3,000円で、繰越額4,460万7,000円で、未収入特定財源としまして国庫支出金4,460万7,000円で、現在発注作業中でございます。

第5款農林水産業費第1項農業費、開発センター屋根・外壁塗装等修繕事業で1,691万1,000円。繰越額1,288万8,000円。未収入特定財源としまして地方債1,160万円、一般財源としまして128万8,000円が発注作業中でございます。

「縁の郷」長寿命化計画策定事業で214万5,000円、繰越額同額、全て一般財源で発注作業中でございます。

集合宿泊施設等施設備品購入事業127万2,000円。繰越額、同額。全て一般財源で発注済みでございます。

物産館屋根外壁塗装等修繕事業1,310万9,000円。繰越額999万円、未収入特定財源としまして地方債890万円、一般財源109万円で発注作業中でございます。

物産館排煙窓オペレーター修繕事業77万3,000円。繰越額、同額。未収入特定財源としまして、国庫支出金47万円、一般財源30万3,000円で、4月23日付で完成してございます。

第7款土木費第2項道路橋梁費、道路新設改良事業1,401万4,000円。繰越額同額で、未収入特定財源としまして国庫支出金411万9,000円、地方債360万円、一般財源としまして629万5,000円で発注作業中でございます。路線名につきましては、土橋明ヶ沢線の道路改良工事と、中屋敷洞下線の側溝整備工事でございます。

第4項住宅費、災害公営住宅地造成事業913万3,000円、繰越額同額で、未収入特定財源としまして国庫支出金608万608万8,000円、地方債300万円、一般財源4万5,000円で発注作業中でございます。

次ページです。第5款都市計画費、「郷郷ランド」遊具設置等事業5,000万円、繰越額同額で、未収入特定財源としまして国庫支出金3,378万9,000円、一般財源が1,621万2,000円で、発注準備中でございます。

中村原地区宅地造成事業493万円。繰越額、同額。未収入特定財源としまして、地方債360万円、一般財源133万円で、発注作業中でございます。

第9款教育費第2項小学校費、感染症対策等小学校教育活動継続支援事業26万1,000円。繰越額25万8,000円、未収入特定財源としまして、国庫支出金22万8,000円、一般財源3万円で、4月30日に納品完了してございます。

第3項中学校費、感染症対策等中学校教育活動継続支援事業73万6,000円。繰越額60万8,000円、未収入特定財源としまして、国庫支出金59万3,000円、一般財源1万5,000円で発注作業中でございます。大郷中学校音響整備改修事業871万2,000円、繰越額463万円、全て一般財源で発注作業中でございます。

第4項社会教育費、中央公民館改定事業4,558万4,000円。繰越額3,210万9,000円。全て一般財源で、発注作業中でございます。

第10款災害復旧費第2項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業2,390万円。繰越額同額で、未収入特定財源としまして地方債2,100万円、一般財源290万円で発注作業中ございまして、町道・河川の合計80か所の災害復旧分でございます。

第3項農林水産施設災害復旧費、農業施設災害復旧事業8,383万

8,000円、繰越額同額で、未収入特定財源としまして地方債5,350万円、その他受益者分担金でございますが308万6,000円、一般財源2,725万2,000円で、発注作業中でございます。農業施設、農地、合計75か所の災害復旧事業でございます。

第4項公共施設災害復旧費、公共施設災害復旧事業3,990万円、繰越額同額で、未収入特定財源としまして地方債3,970万円、一般財源20万円で発注作業中でございます。赤道12件分の災害復旧事業でございます。総合運動場内排水路災害復旧事業3,410万円、繰越額同額。未収入特定財源としまして、地方債3,400万円、一般財源10万円で発注作業中でございます。

以上、合計繰越明許費 5億7,900万6,000円。翌年度繰越額 5億5,396万円。既収入特定財源ゼロでございます。未収入特定財源のうち国庫支出金 1億489万4,000円、県支出金はございません。地方債 1億7,890万円、その他 1億4,564万6,000円、一般財源 1億2,452万2,000円です。

以上で報告第2号 令和2年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を終了いたします。

続きまして、4ページを御覧いただきたいと思っております。報告第3号につきまして御説明いたします。

報告第3号 事故繰越し繰越計算書について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号第150条第3項）の規定に基づき、令和2年度大郷町一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和3年6月3日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページ、5ページを御覧いただきます。令和2年度大郷町一般会計事故繰越し繰越計算書。款、項、事業名、支出負担行為額、翌年度繰越額、財源内訳の順に説明をいたします。

第5款農林水産業費第1項農業費、強い農業担い手づくり総合支援交付金事業（被災産地施設支援型）、支出負担行為額 5億9,868万円。支出済額なし。支出未済額 5億9,868万円。翌年度繰越額 5億9,868万円。未収入特定財源としまして、県支出金 4億9,890万円、地方債9,970万円、一般財源 8万円で、工事は8月末に完成予定でありますので、その後補助金を交付する予定でございます。これにつきましては、一昨年の台風19号により被害のありましたJAの乾燥調整施設の災害復旧としてのカントリーエレベーター新設への補助金でございます。

次に、第10款災害復旧費第2項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業、支出負担行為額10億6,650万6,000円、支出済額4億1,598万円、支出未済額6億5,052万6,000円、翌年度繰越額6億5,052万6,000円。未収入特定財源としまして、国庫支出金5億954万8,000円、地方債1億450万円、一般財源3,647万8,000円で、全て契約済み、発注作業中でございます。町道・河川合わせて25件分の災害復旧事業でございます。

第3項農林水産施設災害復旧費、農業施設災害復旧事業、支出負担行為額4億9,234万1,000円、支出済額3億4,493万3,000円、支出未済額1億4,740万8,000円、翌年度繰越額1億4,740万8,000円。未収入特定財源としまして、県支出金9,068万6,000円、地方債3,280万円、その他受益者分担金としまして32万6,000円でございます。一般財源が2,359万6,000円で、全て契約済みで発注作業中でございます。農業施設・農地合わせて80件分の災害復旧事業でございます。

第4項公共土木施設災害復旧費、公共施設災害復旧事業、支出負担行為額2,598万7,000円、支出済額1,458万4,000円、支出未済額1,140万3,000円、翌年度繰越額1,140万3,000円。未収入特定財源としまして、地方債760万円、一般財源380万3,000円で、全て契約済みで発注作業中でございます。赤道等としまして、8件の災害復旧事業でございます。

以上で、報告第3号令和2年度大郷町一般会計事故繰越し繰越計算書についての報告を終了いたします。

議長（石川良彦君） 以上で、報告第2号、報告第3号の報告を終わります。

ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午 前 1 1 時 5 6 分 休 憩

午 後 1 時 1 5 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第4号、報告第6号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 6ページをお開き願います。

御報告申し上げます。

報告第4号 繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和3年6月3日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページの別紙を御覧ください。

令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計繰越明許費繰越計算書です。

第1款合併浄化槽事業費第3項合併浄化槽災害復旧費、事業名合併浄化槽災害復旧事業、金額855万3,000円、翌年度繰越額431万6,000円。財源の内訳ですが、未収入特定財源が地方債200万円、一般財源が231万6,000円です。

繰越理由を御説明いたします。本事業は、2月13日発生の福島県沖地震により被害を受けた町管理の合併浄化槽の災害復旧工事ですが、被災箇所の確認に時間を要したことから年度内に完成することが困難になったため翌年度へ繰越したもので、工期を7月30日と設定しております。

以上で、令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終了いたします。

10ページをお開き願います。

御報告申し上げます。報告第6号繰越計算書について。

地方公営企業法(昭和27年法律第292号第26条第3項)の規定に基づき、令和2年度大郷町水道事業会計繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和3年6月3日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページを御覧ください。

令和2年度大郷町水道事業会計予算繰越計算書。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額です。

第1款資本的支出第2項建設改良費、事業名丸山地区排水管布設替事業、予算計上額566万5,000円、支払義務発生額ゼロ、翌年度繰越額566万5,000円。財源の内訳ですが、全額損益勘定留保資金でございます。不用額ゼロ、翌年度繰越に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額ゼロ。

繰越理由を御説明申し上げます。本事業は、丸山地区の排水管布設替工事ですが、コロナ禍による資材の調達や人員確保に時間を要したことから年度内に完成することが困難になったため翌年度へ繰り越したもので、6月30日の工事完了を予定してございます。

続きまして、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額です。

第1款水道事業費用第1項営業費用、事業名味明地区排水管修繕事業、

予算計上額121万円、支払義務発生額ゼロ、翌年度繰越額121万円。財源の内訳ですが、全額損益勘定留保資金でございます。不用額・翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額はゼロです。

繰越理由を御説明いたします。本事業は、味明地区の排水管修繕工事によるものですが、隣接するめるくまーるの建築現場との調整に時間を要したことから年度内に完成することが困難になったため翌年度へ繰り越したもので、5月26日に工事を完了しております。

以上で、令和2年度大郷町水道事業会計繰越計算書についての報告を終了いたします。

議長（石川良彦君） 以上で、報告第4号、報告第6号の報告を終わります。

次に、報告第5号について説明を求めます。復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） 8ページをお開き願います。

御報告申し上げます。

報告第5号 繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり提出する。

令和3年6月3日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページを御覧願います。

令和2年度大郷町宅地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書です。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に説明をいたします。

第1款宅地分譲事業費第2項宅地造成事業費、事業名中村原地区宅地造成事業、金額997万2,000円、翌年度繰越額同額。財源の内訳は、全て一般財源です。

繰越理由を御説明いたします。本事業は、中村原地区宅地造成事業の詳細設計業務となりますが、県の開発許可申請及び農地転用手続について関係機関との協議に日数を要したことから、年度内に完成することが困難となったため、翌年度へ繰り越すもので、工期を11月30日と設定しております。

続きまして、事業名中粕川地区宅地造成事業、金額143万円、翌年度繰越額同額、財源の内訳は全て一般財源です。

本事業は、中粕川地区かさ上げ宅地造成事業の地盤の沈下観測測量業務となりますが、沈下観測期間に時間を要することから翌年度へ繰り越

したもので、工期を9月30日と設定しております。

以上で、令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての御報告を終了いたします。

議長（石川良彦君） 以上で、報告第2号、報告第3号、報告第4号、報告第5号及び報告第6号の報告を終わります。

繰越明許費繰越計算書及び繰越計算書の報告でありますので、報告のみとなります。

日程第 8 議案第37号 大郷町災害危険区域に関する条例の制定について

日程第 9 議案第38号 財産の貸付について

日程第10 議案第39号 令和3年度大郷町一般会計補正予算(第3号)

日程第11 議案第40号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)

議長（石川良彦君） 次に、日程第8、議案第37号 大郷町災害危険区域に関する条例の制定について、議案第38号 財産の貸付について、日程第10、議案第39号 令和3年度大郷町一般会計補正予算(第3号)、日程第11、議案第40号 令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議案第37号、議案第40号について説明を求めます。復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） それでは、議案第37号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。議案書の12ページをお開き願います。

議案第37号 大郷町災害危険区域に関する条例の制定について。

大郷町災害危険区域に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年6月3日 提出

大郷町長 田 中 学

中粕川地区復興まちづくり事業は、昨年6月に策定した復興再生ビジョンに基づき基本計画の事業化について検討を行い、本年度から実施に向けた各種調査・設計など行う予定です。また、国では現在吉田川を含む鳴瀬川水系の河川整備計画の見直しを行っており、この見直し後に吉田川流域全体を対象とした新たな河川改修事業を実施します。この河川改修事業により、当該地区の安全性が確保されるまでの期間について、中粕川地区の復興エリア内における家屋の新築などを制限する目的で、災害危険地域として指定するものです。

それでは、別紙により大郷町災害危険区域に関する条例について御説明申し上げます。13ページをお開き願います。

第1条では、条例の目的について説明しております。

第2条では、災害危険区域の範囲について定めたもので、区域の詳細は全協でお示しした範囲としまして、次ページの別表のとおりとなります。

第3条では、危険区域の表示の縦覧について定めております。

第4条では、高さの基準を定めたもので、東京湾中等潮位を基準としております。

第5条では、建築の制限について定めたもので、危険区域内においては建築制限が発生しますが、標高7メートル以上の地盤の上に建築をする場合には建築制限が発生しない内容となっております。

第6条については、既存の建築物に対する制限の緩和について定めております。

第7条については、この条例の施行に関し必要な事項等が生じた場合などは、町長が別に定めるとしたものでございます。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行するものとしていきます。

以上で、大郷町災害危険区域に関する条例の制定について提案理由の説明と、内容の御説明を終了いたします。御審議の上御可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第40号について提案理由を御説明いたします。各種会計補正予算説明書の24ページをお開き願います。

令和3年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度大郷町の宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,780万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,470万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地

方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和3年6月3日 提出

大郷町長 田 中 学

本特別会計は、鶉崎地区「恵の丘」団地、中粕川地区かさ上げ宅地、中村原地区宅地分譲宅地の3団地の販売関連費用、維持管理費用、宅地造成事業費及び公債費について計上した予算内容となっております。

それでは、補正予算について御説明いたします。25ページをお開き願います。「第1表、歳入歳出予算補正」です。

初めに歳入ですが、第1款国庫支出金第1項国庫補助金は3,436万3,000円の増額で、中粕川地区かさ上げ宅地安全確保事業に係る社会資本整備総合交付金で、道路等公共施設分の一般会計と宅地分譲事業特別会計分を、面積按分して計上しております。

第2款繰入金第1項他会計繰入金は2,885万9,000円の減額で、事務費・建設費・公債費に対する一般会計からの繰入金です。

第5款町債第1項町債は7,230万円の増額で、中粕川地区宅地造成事業が国庫補助対象事業に確定し、起債対象事業となったことから新たに計上するもので、起債充当率は町負担分の100%で一般会計と面積按分して計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。26ページをお開き願います。

第1款宅地分譲事業費第2項宅地造成事業費7,780万4,000円の増額で、復興事業の早期完成に向け国からの事業費配当額が増額になったことにより、増額補正するものです。

以上、歳入歳出予算はそれぞれ当初の予算から7,780万4,000円の増額で、3億3,470万円となります。

続きまして、次ページをお開き願います。27ページ「第2表 地方債」です。

1、起債の目的は宅地かさ上げ事業の地方公営企業災害復旧事業で、限度額を7,230万円、起債の方法を証書借入、利率を5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については利率の見直しを行った後については、当該見直し後の利率とする）ものとするものです。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還の期限を短縮し、または繰上返済もしくは低利に借換えするこ

とができるとするものです。

議案第40号 宅地分譲事業特別会計補正予算につきましての説明は、以上となります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第37号、議案第40号について説明を終わります。

次に、議案第38号、議案第39号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 議案第38号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。議案書16ページをお開き願います。

議案第38号 財産の貸付について

次のとおり財産を貸付けしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | | |
|-----------|-----------------------|-------------------|---------------------------------|
| 1. 貸付財産 | 土地 | 所在地 | 大郷町東成田長松沢山6番43、
6番47、6番48の一部 |
| | | 地目 | 山林 |
| | | 地籍 | 8万920平方メートル |
| 2. 貸付の相手方 | 住所 | 仙台市宮城野区福室一丁目4番46号 | |
| | 名称 | 株式会社 鈴幸商店 | |
| | | 代表取締役 鈴木岩夫 | |
| 3. 貸付金額 | 年額 | 100万円 | |
| 4. 貸付目的 | 土砂採取用地として使用 | | |
| 5. 貸付期間 | 令和3年7月1日から令和9年6月30日まで | | |
| | 令和3年6月3日 提出 | | |

大郷町長 田 中 学

株式会社鈴幸商店は、昭和52年より大郷町東成田に創業以来、44年の間土砂採取をしてきたところでございます。令和3年4月27日に鈴幸商店より普通財産の貸付申請がありまして、令和3年7月1日から令和9年6月30日までの6年間、土砂採取用地として貸付けするものでございます。貸付けに当たりまして、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

土砂採取予定数量は、年間5万から6万立米を予定しているものでございます。土砂採取後につきましては、企業誘致用地等に利用する予定でございます。

議案第38号につきましての提案理由につきましては、以上でございます。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第39号につきまして提案理由の説明を申し上げます。補正予算書2ページをお開き願います。

議案第39号 令和3年度大郷町一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度大郷町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,896万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億6,458万7,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条、既定の地方債の追加、変更及び廃止は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年6月3日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算ですが、中央公民館解体跡地の役場駐車場整備工事、旧田布施住宅、東沢住宅、山中教員住宅跡地の土地境界確定測量業務、ドローン活用特区推進協議会補助金、低所得子育て世帯に対する生活支援特別給付金支給、新型コロナウイルスワクチン集団接種の大規模会場運営業務、農業法人等の農業機械購入に対する「みやぎの水田農業改革支援事業」補助金、JAへのカントリーエレベーター施設利用促進補助金、汚染廃棄物処理業務国庫補助金の増に伴う共同改良工事、及び中粕川地区宅地かさ上げ敷地造成工事の増などがございます。

歳入では、補助事業見合いの国県補助金、震災復興特別交付税、町債、公共施設整備基金、財政調整基金において財源調整をしたものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。「第1表 歳入歳出予算補正」により、款項ごとに内容を御説明いたします。

まず、歳入です。

第11款地方交付税第1項地方交付税、456万4,000円の増額補正です。

震災復興特別交付税の増額で、汚染廃棄物処理業務に係る国庫補助残分でございます。

第14款使用料及び手数料第1項使用料、13万円の減額補正です。新型コロナウイルス感染症対策として、海洋センタープールの中止に伴うプール使用料の減額でございます。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金、4,104万4,000円の増額補正です。低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業費、並びに事務費補助金、町道土橋明ヶ沢線の道路改良工事、並びに中粕川地区のかさ上げ宅地造成工事に伴う社会資本整備総合交付金、汚染稲わら処理に係る放射性物質・汚染廃棄物処理事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の増などがございます。

第16款県支出金第2項県補助金、486万4,000円の増額補正です。農業法人等の農業機械購入に係る市町村総合補助金の増などによるものがございます。第3項委託金、2万7,000円の減額補正です。経済センサス活動調査委託金の減によるものがございます。

第19款繰入金第1項基金繰入金、1,434万1,000円の増額補正です。財源調整としての財政調整基金、公共施設整備基金等繰入金の調整でございます。

第21款諸収入第1項雑入、160万8,000円の増額補正です。コミュニティー助成金の調整が主なものがございます。

第22款町債、第1項町債、1,270万円の増額補正です。町道土橋明ヶ沢線道路改良工事に係る公共事業等債、中粕川地区宅地かさ上げ宅地造成工事に係る災害復旧事業債等の増額でございます。

歳入補正額合計7,896万4,000円の増額でございます。

続きまして、4ページを御覧いただきます。歳出です。

第1款議会費第1項議会費、42万円の減額補正です。人件費及び政務活動費の調整でございます。

第2款総務費第1項総務管理費、2,751万7,000円の増額補正です。会計年度任用職員報酬等人件費の調整、中央公民館解体跡地の駐車場整備工事、旧田布施住宅・東沢住宅・山中教員住宅跡地の土地境界確定測量業務、ドローン活用特区推進協議会補助金等の国家戦略推進事業費の増額等が主なものがございます。

第3項戸籍住民基本台帳費、39万6,000円の増額補正です。戸籍システム送受信業務の調整でございます。

第5項統計調査費、2万7,000円の減額補正です。経済センサス活動調

査に係る経費の調整でございます。

第3款民生費第1項社会福祉費、420万5,000円の増額補正です。人件費の調整、ふれあい号に関するアンケート調査、移動支援利用者の増による地域生活支援業務の調整でございます。

第2項児童福祉費、856万円の増額補正です。低所得者の子育て世帯に対する生活支援特別給付金支給等の増額でございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費、2,008万9,000円の増額補正です。会計年度任用職員報酬等の人件費の調整、新型コロナウイルスワクチン集団接種の大規模会場設置に伴う運營業務、不法投棄防止ネット補修工事、保健センターへのAED設置でございます。

第5款農林水産業費第1項農業費、1,647万9,000円の増額補正です。農業法人等の機械購入に係る「みやぎの水田農業改革支援事業」補助金、8月完成予定のJAのカントリーエレベーター施設の利用促進のため、大郷町内の施設利用者に対する施設利用促進補助金、汚染稲わら処理業務及び汚染稲わら保管ハウス撤去業務等の増額でございます。

第2項林業費、311万6,000円の増額補正でございます。林地台帳整備及び宮城県森林クラウドシステム設定業務の増額でございます。

第7款土木費第2項道路橋梁費、1,100万円の増額補正です。町道土橋明ヶ沢線道路改良工事の増額でございます。

第4項住宅費、133万円の増額補正です。災害公営住宅建設に伴う電柱移転補償費の増額でございます。

第5項都市計画費、1,282万円の減額補正です。中粕川地区かさ上げ宅地造成工事、中村原地区宅地分譲地整備に伴う電柱移転補償費の増、並びに宅地分譲事業特別会計への繰出金の調整が主なものでございます。

第8款消防費第1項消防費、58万3,000円の増額補正です。不来内地区の防火水槽設置に伴う電柱移転補償費の増額でございます。

第9款教育費第2項小学校費、11万7,000円の減額補正です。プールの中止による監視員報酬等の減額でございます。

第3項中学校費、14万6,000円の減額補正です。こちらもプールの中止による監視員報酬等の減額でございます。

第4項社会教育費、29万2,000円の増額補正です。中央公民館の公用車の管理経費、公民館分館の環境整備事業補助金の増、及び社会教育施設管理の会計年度任用職員報酬等の調整でございます。

第5項保健体育費、107万3,000円の減額補正です。プールの中止による監視員報酬等の減額でございます。

歳出補正額7,896万4,000円の増額でございます。

以上補正前の予算額51億8,562万3,000円に、歳入歳出とも7,896万4,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ52億6,458万7,000円とするものでございます。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと思っております。「第2表 地方債補正」につきまして、御説明をいたします。

追加1件、変更1件、廃止1件でございます。

まず、追加でございます。

1. 公共施設災害復旧事業、宅地かさ上げ事業でございます。中粕川地区の宅地かさ上げ事業に係る起債でございます。当初予算時は公共事業等債としておりましたが、国からの指導によりまして起債事業名を変更するもので、限度額は1,480万円とするものでございます。起債の方法は証書借入で、利率は5.0%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換することができるものとするものです。本債につきましては、後年度95%が交付税措置される予定でございます。

次に、変更でございます。起債の目的、補正前、補正後の順で説明をいたします。

1. 道路等補正事業で町道土橋明ヶ沢線道路改良工事の国庫補助対象事業費の増により、限度額を1,260万円から1,730万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

続きまして、廃止です。

1. 宅地かさ上げ安全確保事業については、今回追加しました公共施設災害復旧事業を宅地かさ上げ事業としたことから、廃止とするものでございます。

以上で、議案第39号 一般会計補正予算（第3号）につきましての提案理由の説明を終わります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第38号、第39号について説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

御苦労さまでした。

午 後 2 時 1 9 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉 恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員